

柔道整復師に関する手続き

【施術所関係手続き】

手続きの種類	提出書類	提出部数	提出期限
1. 施術所の開設	(1) 施術所開設届 (2) 免許証の写し(開設者及び施術者) ・有資格者全員分。 また、照合のため全員分の免許証の原本をお持ちください。 (3) 施術所内平面図 ・ベッド・機器類の配置、各室の用途、寸法及び面積、外気開放面積と位置又は換気扇の位置、消毒設備の位置を記載してあるもの。 (4) 案内図 ・最寄駅又は幹線道路から施術所までの経路。 (5) 土地建物の賃貸借契約書の写し ・賃貸借に該当する場合のみ (6) 定款の写し又は登記事項証明書の写し ・開設者が法人の場合のみ ※開設届受理後、施術所を確認いたします。	2部	開設後 10日以内
2. 開設者の変更 ※個人→法人、 法人→個人へ の変更を含む。	(1) 施術所休止(廃止・再開)届 ・変更前の開設者で届出。 (2) 施術所開設届 ・施術所を開設した場合の提出書類と同じ。	2部	変更後 10日以内
3. 開設場所の変更	(1) 施術所休止(廃止・再開)届 (2) 施術所開設届 ・施術所を開設した場合の提出書類と同じ。	2部	変更後 10日以内
4. 施術者の変更	(1) 施術所届出事項変更届 (2) 免許証の写し(施術者が新たに就任した場合のみ) ・照合のため免許証の原本をお持ちください。	2部	変更後 10日以内
5. 構造設備の変更	(1) 施術所届出事項変更届 (2) 施術所内平面図 ・ベッド・機器類の配置、各室の用途、寸法及び面積、外気開放面積と位置又は換気扇の位置、消毒設備の位置を記載してあるもの。	2部	変更後 10日以内
6. 戸籍の変更による、 開設者(個人)の氏名 施術者の氏名の変更	(1) 施術所届出事項変更届 (2) 戸籍抄(謄)本の提示 ・免許証の書換え済の場合には、免許証原本の提示でも可	2部	変更後 10日以内
7. 開設者(個人)の住所 開設者(法人)の名称 開設者(法人)の所在地 施術所の名称 業務の種類の変更	(1) 施術所届出事項変更届	2部	変更後 10日以内
8. 休止・廃止	(1) 施術所休止(廃止・再開)届	2部	廃止・休止後 10日以内
9. 再開	(1) 施術所休止(廃止・再開)届	2部	再開後 10日以内

※届出の際には、記載事項の訂正をしていただく場合がありますので、開設者の印鑑をお持ちいただくか、届出書に捺印をお願いします。